外務省「イスラム研究会」報告書

2000年12月

外務省 イスラム研究会

河野外務大臣挨拶

今日の国際社会においては、人種・民族・宗教といった帰属意識の相剋を乗り越えるた めに「文明間の対話」が非常に重要になってきています。冷戦後も多発する地域紛争も、 その背景には貧困、格差などの経済発展の問題と同時に、民族や宗教の対立が指摘される ことが多く、私たちが世界の平和、広い意味での紛争予防に貢献するためには、引き続き 途上国支援に力を入れるとともに、民族や宗教の問題に理解を深めていくことが重要です。 国連においても2001年を「文明間の対話年」とすることが決定され、多様な価値観に 対する理解に基づいた対話の必要性が広く共有されています。

このような中、私は、世界人口の5分の1に当たる10億人を超える信徒を有し、中東 のみならず、アジア地域でも伸張しつつあるイスラムについて十分に理解を深めておくこ とが日本外交を展開していく上でも重要と、常日頃より考えてきました。

そのような考え方から、イスラムへの理解を深め、イスラムに関する様々な分野での有 識者の方々との意見交換を通じて、今後の日本外交に資する自由な議論を行うために、「イ スラム研究会」を本年3月、自分の発案で設立しました。

本報告書は、そのような考えの下で、趣旨にご賛同頂いた有識者の先生方と共にこれま で計7回開催した外務省「イスラム研究会」のとりあえずの成果を取りまとめたものです。 本報告書には、「イスラム研究会」の成果を今後の日本外交に活かすことを念頭に、これ までの研究会の議論を通じて導き出された今後の政策目標の試論を含めました。この試論 は、外務省としての公式な立場を述べたものではありませんが、今後の日本外交を中長期 的な視野から眺め、イスラムとの関係を進めていくために必要と思われることを自由な発 想で取りまとめることを目的としたものです。

イスラムへの理解を深め、それを日本外交に資するものとするためには今後一層の調査 ・研究が必要と思います。また、本報告書を通じて示された問題意識や政策の試論等につ いては、様々な考え方があると思われますので、今後とも同研究会メンバーの方々との意 見交換はもちろん、各界各層での議論の活性化に期待したいと思います。

本報告書が、日本の官民各層におけるイスラム理解の深化に一石を投じ、今後の日本と イスラム世界との関係の強化に繋がることを強く希望いたします。

本研究会には、御多忙の中、板垣雄三東京大学名誉教授、後藤明東京大学教授、佐藤次 高東京大学教授、山内昌之東京大学教授に、コアメンバーとしてご参加頂き、またその他 にも、研究者や実務者といった多くの方々にご協力を頂いております。この場を借りて、 ご協力に感謝します。

> 平成12年12月 日本国外務大臣 河野洋平

<u>第1回研究会[3月21日(火)]研究会設立にあたって</u> 基調報告者:板垣雄三氏(東京大学名誉教授 東京経済大学コミュニケーション学部教授)

第2回研究会[5月16日(火)]:基本認識

比較文明からとらえたイスラム社会

基調報告者:後藤明氏(東京大学東洋文化研究所教授)

近代国家の法とイスラム - イスラム諸国における民法典の編纂 -基調報告者:田中民之氏(弁護士 田中・江藤法律事務所弁護士)

<u>第3回研究会[6月27日(火)]:現代のイスラムの広がり</u>

国際社会に見るイスラムの広がりとその歴史的背景 基調報告者:山内昌之氏(東京大学大学院総合文化研究科教授) アジアのイスラム

基調報告者:中村光男氏(千葉大学名誉教授)

<u>第4回研究会[8月1日(火)]:現代のイスラム国家と政治</u>

現代イスラム国家と市民

基調報告者:小杉泰氏(京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科教授)

ヴェラーヤテ・ファギーフ論からイスラム共和国体制へ 基調報告者:八尾師誠氏(東京外国語大学外国語学部教授)

<u>第5回研究会[9月21日(木)]:イスラムを巡る経済問題</u>

中東・イスラム諸国経済の現状と課題

基調報告者:小早川敏彦氏(東京三菱銀行常任顧問 中東調査会常任理事) グローバリズムのなかのイスラム経済

基調報告者:原洋之介氏(東京大学東洋文化研究所教授 同研究所所長)

<u>第6回研究会[10月17日(火)]: 文明間対話と対イスラム外交</u>

イスラム諸国に対する外交政策:日本の中東政策の変遷

- イスラム外交の経験を踏まえて

基調報告者:片倉邦雄氏(大東文化大学国際関係学部教授)

対イラン外交への視点:トライアングル・リレイション - ハタミ・国家・社会 基調報告者:モジュタバ・サドリア氏(中央大学総合政策学部教授)

<u>第7回研究会[11月29日(水)]:総括</u>

21世紀の日本とイスラムの関係強化に向けた政策目標

(試論)

平成12年12月 外務省イスラム研究会

世界人口の約5分の1という多数の信徒を擁するイスラムについて、我が国においては 十分な理解が持たれてこなかった。このような反省に基づき、河野外務大臣の発案で「イ スラム研究会」を外務省内に設置し、これまで計7回の議論を行ってきたところ、そのと りあえずの成果は以下のとおり。

. 問題意識

1.国内におけるイスラムへの理解深化の必要性

日本国内において一般的なイスラムへの理解は、必ずしも正確かつ十分なものではなか った。現代のイスラムについては、複雑な政治や経済のあり方を巡って多義的に解釈され る傾向があり、平和的な信仰と穏健な社会活動に従事する人々が圧倒的多数である一方、 一部には「原理主義」やテロリズムと結びつく急進的な潮流も見られる。今後は、このよ うな潮流の源泉を解析するとともに、それだけでイスラムを把握する不正確さを排しなが ら、あらゆる面で日本とイスラム諸国との相互理解を促進する立場からイスラムを理解す ることが必要である。

2.対外関係におけるイスラムへの配慮促進の必要性

日本は多くの国々と対話を行ってきているが、そのような対話を行う際に、イスラムに 対する配慮が十分に行われてこなかったと見られる側面もある。幸いなことに日本は欧米 と違ってイスラム世界との文明論的対決を経験したことはなかった。イスラムは、国民一 人一人の生活から共同体、国家のあり方まで、広範に規定する宗教であることから、国家 間の関係を取り進めるに当たって考慮すべき重要な要素となりうるものである。イスラム は、中東地域のみならず広く中国、東南アジア、中央アジア、インド亜大陸、アフリカ等、 世界中に信徒を有しており、各国内におけるイスラムの意味や位置づけはそれぞれ異なっ ているとの特徴を持っている。

日本にとって政治・経済・文化的につながりの強いインドネシア等の東南アジア諸国に おいては、イスラムという観点の重要性が高まっており、これらの国との関係を考えると いう観点からもイスラム理解の必要性は高まっている。

このような観点から、イスラム諸国との関係を進めていく際には、イスラムの正確な理

解に基づきつつ、各国におけるイスラムという要素を十分に踏まえる必要がある。

.研究会での議論

1.世界史におけるイスラムの位置づけ

現在、我が国や他の欧米先進国における世界史とは、西洋、特に西欧の歴史を中心とし て構成されたものであり、その中で、中東やイスラムは、西洋世界の周辺として扱われる 傾向にある。しかしながら、西欧の哲学や思想、文化は、中東地域・イスラムの大きな影響の下に形成されたものであることに留意する必要がある。イスラムの歴史的影響力は、 近代以降の世界史における力関係とシステムの変動によって大きく低下したが、今後、こ の原因を探るとともに、それがイスラム教徒に与えた影響やその活力を回復する可能性に ついても、多角的に議論する必要がある。この作業を通して、世界史におけるイスラムの 位置を通時的かつ客観的に理解することが可能になる。

2.現代国際社会におけるイスラム

イスラムについては、「イスラム脅威論」のような捉え方があり、イスラムは「好戦的 な要素を持つ宗教」であるという偏ったイメージさえあるが、これは西欧における旧い伝 統的な考え方が尾を引いているものである。しかし、実際、イスラムは他の宗教やイデオ ロギーと同様、多数派は平和を愛好する人々から成っている。こうした複雑な両義性や多 面性を見分けながら、イスラムの総合的な理解に努める必要がある。

3.イスラム諸国における法制度の枠組

イスラムにおいては、コーランに示された神の啓示等からなる「イスラム法」の解釈に より共同体や社会が運営されることが前提となっていることから、成文法としての近代法 を制定することは容易ではない。特に、個人間の関係を規定する民法・商法の分野で近代 法の制定(法典化)は「イスラム法」と抵触し易い。民間レベルでのイスラムとの関係の あり方を考える上では、こうした事情により発生する民法・商法上の透明性の不足や、「イ スラム法」との整合性が十分とられないまま導入された民法典・商法典と実際の法の適用 との乖離といった問題を予め踏まえておくことが重要である。

4.イスラムにおける国家

イスラムにおいては、「イスラム法」を守るために共同体 (「ウンマ」)を形成し、「ウン マ」の運営に必要な機構として国家が形成されるという流れで国家が理解される。まず社 会契約に基づいて社会や共同体が形成され、その運営のために法律が作られるという西欧 型の近代国民国家とは、法・共同体・国家の位置づけが異なる。イスラム諸国との関係を 進めていく上では、同諸国は、本来イスラム法の原則にその行動を縛られ得るという面で 近代国民国家との理解の相違があることを認識する必要がある。

5.イスラムにおける経済

イスラムにおいては、商業活動は元来奨励されるものであり、また、私的所有に基づく 私的経済活動の自由は基本的なものとして認められている。このため、個々人の商取引活 動は実に巧みに営まれているが、流通業における利ざや追求の傾向が強く、長期資本投下 といった製造業に繋がる活動が好まれない傾向がある。また、イスラムにおいては利子が 禁じられているため、無利子金融をいかに運用していくかが模索され、その中から生まれ たイスラミック・バンキング・システムを世界経済及び国際金融市場と如何に折り合いを つけながら活用させていくかが課題となっている。

6.日本のイスラムとの関わり

日本のイスラムとの接触は、戦前から、様々な局面・段階において存在しており、また、 多くのプロジェクト研究や個人研究を通じてイスラム・西アジアに関する研究が積み重ね られてきた。しかしながら、日本における国民のイスラム理解は十分とは言えない状態に ある。今後は、人的交流の活発化やイスラム研究の成果をより広範に発信すること等を通 じて、また、初等中等教育において複眼的な国際理解を進める取り組みの中に位置付ける ことで国民各層におけるイスラムに関するより正確な認識を育てる必要がある。

.政策の試論

1.外務省におけるイスラム研究の拡充と政策への反映

今回のイスラム研究会における成果を踏まえ、今後、中東などイスラム関連地域の専門 家や関係者による研究会を外務省内、或いは関係組織にて継続する。この研究会では、こ れまでの日本における研究成果及び今回の研究会の成果を基に、外務省、文部省などの垣 根を取り払い、日本全体としてイスラム諸国との関係をいかに進めていくべきかにつき掘 り下げた議論を行うとともに、具体策の実施に向けた議論を行うこととする。また、政府 部内、国民各層でイスラム諸国との関係のあり方に関する意見交換の場を設ける等、徐々 に議論を広範なものとしていくように努める。

更に、研究会の成果を政策に反映させる体制を外務省内に構築することも検討していく。

2.研究者・若年層を中心とするイスラム諸国との人的交流

各種の交流事業や招聘事業の活用を通じて、イスラム諸国との人的交流の活性化を図る。 特に、今後の国際社会において中心的な役割を果たすことが期待される若年層の人的交流 が重要であるとの認識から、イスラム諸国からの協力を得ることも念頭に置きつつ、交流 の制度的な枠組み造りに努める。

3.学校教育におけるイスラムの知識の取扱い

イスラムが世界的広がりをもち、日本国民としても若いうちから異文化理解について正 確な知識をもつことが必要であることから、初等教育から高等教育までイスラムに関する 知識を段階的に得ることができる体制を整備する。また、情報通信手段の発達に伴う教育 手法の進展を注視しつつ、イスラムに関する教材作成等に対する支援を検討する。

4 . イスラムに関するホームページ(HP)の設立

高度情報化社会にあって、イスラムに関する国民各層への啓発を図るとともに、政府・ 民間の情報の共有性を高めるため、文部省の助成により行われている「イスラーム地域研 究」プロジェクトとも連携し、インターネット・ホームページ及びデータベースを作成、 公開する。今後引き続き行われるイスラム研究会では、発達した情報通信手段(本ホーム ページや電子メール等)の活用を念頭に置きつつ、海外の研究者・研究機関とも定期的に 意見交換の場を持つとともに、その成果や「日本・イスラム関係」の関連情報を英文ある いはアラビア語により情報発信する等の拡充に努める。

5.「文明間の対話」に向けたイスラムとの対話促進

2001年の「文明間の対話国連年」を契機として、様々な文明圏との対話の促進に努める上で、イスラムとの対話の重要性に留意する。また、日本とイスラム諸国との間の研究者や文化人、知識人等の交流を通じ、イスラム諸国における日本への理解の深化とともに、日本におけるイスラムへの理解深化をも図り、イスラム文明圏との対話の裾野を広げるよう努める。更に、このような理解の深化を通じ、政治・経済・社会・文化の各分野において、官民各層における関係の強化と円滑化を図る。

例えば、これまでニューヨーク、ロンドン、キャンベラ等において企画されてきている 実績のある「外交フォーラム」誌主催のシンポジウムを、イスラム諸国において企画し(例 えば「外交フォーラム・イン・カイロ」)、その結果を内外各方面に紹介する。 第1回研究会:研究会設立にあたって

.冒頭説明

(板垣雄三教授)

日本のイスラム研究は、1930年代から始まったが、当時は外務省でも回教研究グル ープというものがあり、定期的な発表を行っていた。最近の日本のイスラム研究も充実し てきており、例えば、同席の佐藤教授は、最近の研究で学士院恩賜賞を受賞している。

イスラムとは、神への絶対帰依、創られた者と創った者との間の厳しい契約関係である。 目的の一つは平和であり、これは挨拶にも使われ、数多く繰り返される。神と人間の間、 また人間同士の平和が重視される。また同時に、安全、公正といったものが重視されるが、 これはただで得るものではなく、何らかの代償を払って努力して得るものである。そうい う点で、商い、折り合い、擦り合いといった感覚が重視され、イスラムは極めて保守的な 宗教である。

イスラムの根本原則は、タウヒード、つまり一にするものである。多様性を認めつつ究 極で一となる、という考え方だが、何もイスラムが特殊なことを言っているのではなく、 例えば本願寺には仏教の考え方として「バラバラで一緒」(英訳で living in diversity)とい う考え方を述べており、これはすなわちタウヒードと同じ考えである。

諸文明を様々な円で表していくと、中東はユーラシア、インド洋、地中海アフリカの三 つがすべて重なったところであり、この全体をアメリカが覆っている、すなわち、ある意 味では中東は世界の中心である。そして、西欧や日本は、中東のはじでかろうじて交差し ているところである。

また、日本の近代化も、これまでは19世紀から西欧文明によって推進されたと見られ てきたが、もっと巨視的な見方をすればヨーロッパの近代化はイスラムの都市化・近代化 の一つの形態であり、西欧・イスラムが一緒になって中国、インド、東南アジアを近代化 し、更には日本をも近代化したとも見られる。日本の近代化はこうしてみるとむしろ16 世紀頃から始まったと考えるのが適当であり、例えば南蛮船が渡来する前に盛んに南方か ら様々な形で文明の移入があった。

現代では、イスラム・グローバリズムやイスラム原理主義といった面が強調されており、 イメージが先行しているが、これは元をただすと欧米の持っている「二つの世界論」から きている。欧米とイスラム世界は違っていて、イスラム脅威論が先行する見方である。ま た、イスラムは、テロをやっている一派もあるが、テロが中心では全くなく、他に大きな 思想・文化等がある。国際テロとのかかわりが取り沙汰されている人物であるオサマ・ビ ン・ラーデンなどは、その正体やおそらく動向まで欧米ではよくわかっているはずである。

(佐藤次高教授)

日本のイスラム学の位置づけを東方学会で体系的な研究を進めている。また、97年よ

り、文部省の予算により、「イスラーム研究」が進行中である。中心的な学者が50人く らいで、各分野の学者百数十人が作業を行っており、外国の研究者も40~50人参加し ている。5年間の研究なのであと2年あるが、若い人たちの参加も得て、幅の広い活動を 行っていきたい。

(後藤明教授)

自分は、日本イスラム協会理事長も兼任している。自分は日本の知の枠組みをかえる必要があると考えている。日本の学問は、ヨーロッパ、特に米英独の学問を移入することを目的としてきた訳で、東京大学はまさにそのために作られている。しかし、地図をみれば明らかなように、ヨーロッパとアジアは地続きであり地理的な区分はない。このような人為的な枠組みをより現実に近いものに改める必要がある。そうすると、中東から日本にかけては、連続性のある一つのユニットとして見られるのではないかと考えている。

(山内昌之教授)

3人の先生方は、学問としてのイスラムと中東を論じたので、自分は、外交面、社会貢 献の面から考えてみたい。例えば、ロシアを見ると、勿論ヨーロッパ、スラブという要素 が強いが、イスラム人口を抱えているということのみならず、そもそも文化の底流として のイスラム要因がロシア大公国を形成している。また、4月に、イスラエルにおいてロシ アの東方政策を論じる場があり、日・英・米等からも学者、実務家等が出席したが、こう いう場では、ロシア事情のみならず、イスラム・アジア的要素を総合的に考える必要があ る。これが、現実の外交で考慮しなければいけない点である。

また、自分は、新たにイスラム辞典を作成中で、まもなく岩波書店から出版されるが、 若い人ができるだけイスラム学に貢献できるよう配慮している。

.意見交換

(河野外務大臣)

大変参考になった。イスラムを一層勉強していく必要があるので、その方法論について 中近東アフリカ局で検討して欲しい。また、イスラム関係の催しも多くなっているようだ が、誤解も多いので、きちんとした理解を進めたい。

(後藤教授)

5月末国連大学で元在京スーダン大使が中心となり、イスラムのセミナーを開くので、 こういうものを利用しては如何。

(山内教授)

文明間の対話にイスラムがどう関わるのか、あるいは日本のイスラム研究者がどう位置

づけられるかをよく考える必要がある。各国ベースや縦割りでやる必要はないし、それは 不可能なことである。

(河野大臣)

2001年の国連年の前に、2000年中にやるのが重要で、国連大学に何かやっても らうのも良いであろう。

外交政策は、地域分けだけではなく、イスラムという切り口も重要である。何といって も、イスラム関連の事件が多いので、どこかに駆け込んで専門家の意見を聞きたいと思っ ている。本日の意見交換で、この場を利用できるとの感触を得ている。

また外務省として知的蓄積が必要であると思う。今のところ、外務省の蓄積は少ないように思える。世界では5人に1人がイスラム教徒であるのだから、外務省の努力の2割は イスラム関係に向けるべきではないか。文部省も非常に良いことをやっている。

(山内教授)

自分は、ODA関係の懇談会にも出ており、世界に積極的に発信していくとの観点を強 調しているが、日本のイスラム研究も、よいレベルになっているので、発信する必要があ る。

(佐藤教授)

歴史的な研究のみならず現代の諸問題を扱っているグループもあるので活用すべき。またイスラム地域研究のホームページからは様々な情報がとれると思う。

(板垣教授)

大阪の民俗学博物館には、地域研究企画交流センター(Japan Center for Area Studies) がある。英文名ほど立派なものではないが、着実に活動している。

(河野大臣)

次から、テーマごとに話を聞かせてほしい。先生方のネットワークを利用して、適切な 人を推薦して欲しい。会合はアド・ホックとして、ゲスト・スピーカーを工夫すべきであ る。 第2回研究会:基本認識

.比較文明からとらえたイスラム社会

講師 後藤 明 氏 (東京大学東洋文化研究所教授)

(1)近代西欧の「文明」観

18世紀に「文明」の概念を創出した西欧の知識人は、仮想の「ヨーロッパ大陸」 が存在するとの概念と相似した考え方で、「文明」を「未開」や「野蛮」と対立する概 念として捉えた。そして、未開、野蛮から「文明」へ発展していくとの進歩史観に基 づき、19世紀後半時点で発展し続けているのは西欧だけであり、西欧に対置される 他の文明世界を「停滞する文明世界」と捉えた。西欧以外の文明世界について、弁証 法的に発展している西欧世界に対して、過去数千年に亘り文明はあったが発展はして いない世界と捉えることが前提とされた。

(2)20世紀の文明観と「文明の衝突」

20世紀に入ってからも、中国文明に対して日本を周辺文明と位置づける「中核文 明」という概念が創り出されたものの、基本的には西欧文明以外の世界を単一視し、 それらは西欧文明に吸収されていくとの理解が支配的であった。そして、日本もこの ような文明観を受け入れた。

ところが今日、西欧においても、この考え方を引き継ぐ訳にはいかないとの認識の 下、西欧以外の歴史も歴史学の中に組み込むようになってきた。このように複数の文 明が並存してきたという認識が、サミュエル・ハンティントン米ハーバード大学教授 の「文明の衝突」の考え方に繋がる。ハンティントン教授は、西欧文明以外にも文明 が並存しており、対立する文明間の衝突が、20世紀最後の段階から21世紀にかけ て大きな問題となると主張した。しかし、文明は、長い歴史の中で互いに接触し、様 々なものを取り入れながら並存してきたのであり、西欧文明もその1つに過ぎないの である。

(3) 文明論からみた世界の分類

このような考え方に基づけば、世界は3つに分類し得る。第1は日本、韓国、北朝 鮮、中国等の東アジア、すなわち「東洋」と呼ばれる漢字文明圏、儒教(又は儒教化 された仏教)の文明圏である。2番目は、南アジアであり、これを仮に「南洋」と呼 称する。最後は、「西洋」であり、パキスタン以西の地域を包摂する世界を指し、その 中に、イスラム世界と西欧世界を同根のサブカルチャーとして有する世界である。し たがって、この「西洋」とは、現在のヨーロッパを指すのではない。ここでいう「西 洋」は、食文化の観点では「パンと乳の文化」を有する世界であり、商業文化として の都市文化が発展してきたという特徴を有している世界である。また、一神教への信 仰も特徴の一つであり、「東洋」の儒教、「南洋」のヒンズー教や仏教とは異なる宗教的文明が共有されている。

(4)「西洋」の中の西欧

西欧において19世紀に創られた歴史像は、西欧という地域の歴史を「西洋」の歴 史と考える傾向にあったが、氷河期には、西欧はほぼ無人の地であったと考えられて おり、西欧は、本来氷河期以降到来した移民の社会であり「西洋」の周辺社会である。 その後、今から3000年ほど前にはケルト人が圧倒的な比率になり、続いてゲルマ ン人が訪れたが、世界史の教科書に載せられるのはゲルマン人の時代辺りからである。 ケルト・ゲルマンは移動農民であり、その文化の元であるシベリアの南部から南下し て創られたのが中国(黄河流域)と西欧の文化と考えられる。さらに、今から100 0年ほど前からは、少しずつ「西洋」文化が「パンと乳の文化」の形で西欧に流入し、 それが西欧史で言う農業革命へと繋がり、同時に、都市と農業が分離され、キリスト 教が受容された。19世紀には、西欧では産業化や国民国家の形成が行われ、西欧が 「西洋」世界の中心になり、その「西洋」世界が全世界を制覇するという考え方が創 られたのである。

(5)イスラム世界の変遷

イスラム世界について言えば、その中核である中東世界は今から9000年ほど前 に、「西洋」文化の1つの基本である「パンと乳の文化」を興し、パキスタンから西欧 にまで広げるという役割を果たした。また、6000~5000年ほど前には、灌漑 集約農業を始め、生産性の急増を通じて都市と商業の文化を産み出して、およそ10 00年ほど前に西欧に伝えた。西欧が「西洋化」されたのはまさにこの時である。さ らに紀元前2~3世紀くらいから、一神教としてのユダヤ教が成立し、そこからキリ スト教が発生する。そして、キリスト教がローマ帝国において国教化され、ローマ帝 国の多神教の世界が一神教の世界へと強制的に変えられていく。そして、7世紀には イスラム教が勃興し、精神世界を一神教へと一本化する政策が採られ、それが世界に 展開していく。中東が「西洋」の中心であった9000年ほど前から200年ほど前 までの間、中東は、「西洋」的文化の基礎を築いた先進的な地域であった。それが19 世紀になると、「西洋」の周辺部にあった西欧に取って代わられたのである。

(6)日本の「西洋」との交流

「西洋」文化は、「南洋」や「東洋」にも広げられ、日本も様々なものを受け入れた が、それは西欧のキリスト教徒よりもむしろ中東のムスリムによって成し遂げられた ものと考えられる。一神教的な理念について言えば、日本が受け入れたものは、中国 的文化として宋の時代の宋学といったイスラム教文化を背景としたものであった。食 文化についても、麦から作られるパン等は遊牧民や商人を通じて中国に伝えられたが、 それを伝えたのは中央アジアの人々である。また、都市や商業というものも10世紀 以降、東アジア等で急激に発展するが、その商業を担ったのもムスリムであった。1 9世紀以降はそのような貿易はヨーロッパ的な公法により処理されたが、それ以前に はイスラム法によって中国からインド洋までの海域の貿易活動は処理された。

このように、「西洋」の中心であった中東の人々と日本とのつきあいも結構古いので あるが、そういった事情は、日本では必ずしも十分に理解されていない。

.近代国家の法とイスラム - イスラム諸国における民法典の編纂

講師 田中 民之 氏(田中・江藤法律事務所弁護士 元外務省職員)

(1)イスラム諸国における民法典の編纂

本日は、実務の経験に基づき、イスラム諸国における法典の編纂に焦点を絞って話 をしたい。民法典の編纂をとりあげたのは、法典の編纂は、それ自体が立法作業の要 素を含んでおり、イスラム諸国の場合はまさにこの点に問題を含んでいるからである。 すなわち、イスラムの基本的な考え方に従えば、法律、つまりアラビア語でシャリー アと呼ばれるイスラム法は、人間が作るものではなく、神が人間に与えたものである ため、社会的なルールの編纂作業を行うと、既に存在するシャリーアと衝突が起こる 可能性が出てくるのである。これがもし税金や行政手続きといった行政的、制度的な 法律であれば、シャリーアを補完したり補足したりという形で立法を行い易く、例え ばサウディ・アラビアのような国でも多くの実例があるが、個人と個人のプライベー トな関係を律する民法典はそれほど容易ではなく、シャリーアと直接衝突する可能性 が強い。したがって、イスラムの国で民法典を編纂するということ自体が問題を含ん でいるのである。

(2) 民法典編纂の歴史的背景

民法典編纂が必要性となったことの歴史的な背景には、19世紀後半まで世界をリ ードしていたオスマン・トルコ帝国が西欧の圧力を受け、崩壊過程へ入ってきたこと がある。崩壊を何とか防ごうという試みの1つとして、オスマン・トルコは、イスラ ムの基本的な法律である取引法に相当する法律規範の法典化を試みたのである。同様 の動きは、同時期の新生国家である江戸時代末期の日本のように、鎖国から新たに国 際社会に入った国においても、国内法をきちんと制度化して、国際社会の基本的な国 際的取り決めと一致できる法律体系を確立せねばならないという要請の下で生じてい た。現代においても、例えばベトナムではドイモイ政策の導入後約20年を経て新しい 民法が制定されている。

イスラムの中で、オスマン・トルコはスンニー派に属する国であるが、スンニー派

の中でも強力な八ナフィー学派の解釈に従って、取引法の原則をまとめた法典「マジ ャッラ」が編纂された。この「マジャッラ」はイスラム法学者たちが編纂したもので あり、西欧的な考え方を取り入れたものではなく、まだイスラムに重点を置いたもの であった。この「マジャッラ」は、オスマン・トルコの時代には法律として成立する 手続きを満足していなかったが、実質的には法律であったので、オスマン・トルコが 第1次世界大戦後崩壊した後、旧オスマン・トルコ領であったアラブ諸国では、この 「マジャッラ」がそのまま法律として適用され、裁判官が使用していた。シリア、イ ラク、クウェイトなどでは、自国の民法典が出来るまでは、この「マジャッラ」が民 法であったといえる。

(3)エジプトにおける民法典編纂

こうした歴史を経、第2次世界大戦後には「マジャッラ」よりも現在のイスラム諸 国の民法典に影響を与えた民法典がエジプトで編纂された。これは、エジプト独立後 の1948年に作られたものであり、シャリーアの考え方を広く取り入れつつも、法 律の構成を含めてフランス民法の考え方を取り入れる等、大陸法系を踏襲したもので あった。この民法典は、エジプト政府によりフランスに派遣されたこともあるアブド ル・ラザーク・サンフーリーという学者を中心的な指導者として編纂されたものであ り、イスラムの基本的な法規範であるシャリーアに基づきつつも、法定利息の制度を 取り入れるなど、大幅に西欧的な考えを取り入れている。但し、裁判所あるいは裁判 官が裁判をする際には、最終的な裁判規範としてシャリーアを使用することが第1条 で定められているように、シャリーアに反する規範の存在を認めないという態度を維 持している。

(4) クウェイトにおける試み

クウェイトは、エジプトに約20年ほど遅れて民法典を編纂した。その間に、イス ラム法をより重視するという考え方が強くなっていたこともあり、クウェイトでは、 エジプトのように欧米的な考え方を比較的自由に導入することは難しかった。そこで、 クウェイトは、民法典と商法典を使い分けるという新たな試みを行った。プライベー トな人間関係の中から、特に商業や商事取引の場合とそうでない場合とを区別したの である。その上で、例えば、民法典では利息を否定しつつも商法典では利息を是認す るといった形で、新しい国という立場を維持しつつ既存の規範と国際社会との整合性 を確保するための1つの試みをしたのである。そして、このクウェイトの試みは、ア ラブ首長国連邦の民法典と商法典でも踏襲されている。アラブ首長国連邦においては、 90年代に入って、商事に関する基本法が編纂されたが、これはクウェイトに倣って 利息を認めるというものであった。

(5)サウディ・アラビアにおける法典化作業

自分の仕事においても、サウディ・アラビアを中心とした湾岸諸国に関連した相談 を扱う機会が比較的多いが、サウディ・アラビアについては、日本や欧米の企業の間 に法律に関する不信感・不安感がある。その一つの理由として、シャリーアは、日本 や欧米といった非イスラム諸国の感覚からは、不文法であるために、例えば「六法全 書」等を通じて可視的であれば得られる安心感がない点が挙げられる。そういう意味 で、サウディ・アラビアでも、エジプトやクウェイトと同様に民法典があれば、不安 や不信も払拭しうると考えられるが、サウディ・アラビアには未だにそのような法典 は存在しない。シャリーア擁護を国是とし、それによって王国が維持し得るという事 情のあるサウディ・アラビアの立場からは、これもやむを得ない面もあると考えられ る。しかしながら、特に湾岸戦争後に法律関係で前向きな動きが出てきており、外国 仲裁判断の承認及び失効に関する条約(ニューヨーク条約)へのサウディ・アラビア の加入の様に、サウディ・アラビアにおいても、国際社会の既存の規範との関係の調 整という要請に応える動きが生じている。自分は、法律実務家として、日本が欧米諸 国と協力して、サウディ・アラビアに対して、民法典の編纂に前向きに取り組むよう に働きかけることを強く期待したい。 .国際社会に見るイスラムの広がりとその歴史的背景

講師 山内 昌之 氏 (東京大学大学院総合文化研究科教授)

(1)イスラムの多義性

「イスラム」という言葉は、しばしば多様な意味を一緒にして使用されるが、実際には、 ケースバイケースで分けて考えた方が良いと考える。そもそも、「イスラム」という言葉 は多義的であり、「イスラム」と呼ばれる時には、色々な意味が込められている。第1に、 イスラムの地域的特質から捉えた「イスラム社会」というものがあり、2番目には「イス ラム世界」というような、地域性を超えてイスラムを捉えることができる。3番目にイス ラムの反システム性を捉え、いわゆる軍事化したイスラムというものがあり、4番目に外 務省のレベルのようにイスラムを国家というかたちで捉えるものである。問題は、「イス ラム」と言う場合、この4つのどれを取り上げるかということである。例えば国家として のイスラムというものもあれば、現実の国家システムや国家的な見方を超越あるいは批判 した「イスラム世界」という言葉に象徴されるイスラムというものもあり、それぞれレベ

(2)外交政策の中のイスラム

イスラムという事象を念頭に置けば、外交政策においては、バイ(二国間関係)とマル チ(多国間関係)という2つの組み合わせが常に問題になると考える。一例を挙げれば、 昨年のキルギス人質拉致事件においては、マルチな解決が図られたと考える。人質拉致の 現場はキルギス、実行犯はウズベク人、外交交渉の現場の相手はタジク、更にはそれにロ シアが介入してくるといった具合である。イスラムに関する情報収集はプーチン大統領は 最もロシアの側から考えるのが有利と考えた。しかし、日本はアフガニスタンやパキスタ ンとの関係で南の方から考えた。したがって外務省的な感覚では、アジア局と欧亜局にま たがることになった。イスラムにかかる紛争処理は、これからもしばしばマルチ的な問題 関心を要請するのである。

(3)アメリカとイスラム

イスラムは、現在、アメリカにも600万人以上の信徒を擁し、21世紀までにはユダ ヤ人人口を超えるとも言われ、アメリカの第2の集団になろうとしている。また、アメリ カには、1500以上のモスクが存在する。アメリカのムスリムについては、17世紀前 半に黒人奴隷たちがアフリカから来た際にその5分の1がムスリムであったと言われてい る。現在さらに中東からの人口、アフリカ等他の地域からムスリムの移住が行われている。 それに伴い、ムスリムの有権者の増大によって、内政におけるムスリムの比重が高まって いる。特に黒人地域活動が多くなり、今まで日本は、WASPやユダヤ人を意識して、ア メリカ世論の反応を考慮してきたが、このような変化に伴い、新たな見方も必要になって くると考えられ、アメリカの中東・イスラム外交が新しい形で展開されるという可能性も 視野に入れることが必要となって来るであろう。実際に、アメリカにおいては、例えば9 5年夏のワシントンでの大集会によって、ネイション・オブ・イスラムという組織の指導 者であるルイス・ファラカンが、イスラム共同体への帰属意識ということで黒人の世論動 向に対して影響力を強めている。アメリカは日本外交最大の軸であり、こういった流れを どこかで意識していくことが必要と考える。

(4) イスラムとシルクロード

「ユーラシア外交」、ないしは「シルクロード外交」という考え方があるが、これは橋 本元総理の経済同友会でのユーラシア外交についての演説に由来し、さらに小渕前総理が 外相当時からシルクロード地域に対する積極的な外交関心を示していたことをきっかけと したものであり、カスピ海を中心とする豊富な石油と天然ガス資源の世界市場における役 割という観点、物流や東西交渉においてヨーロッパとアジアとの架け橋として果たす役割、 そして日本のシルクロードに対する歴史的なイメージから培われた親近感という観点か ら、日本の外交政策上非常に重要であると考えられる。他方、イスラム世界のある隠れた 核心的な部分が中央アジアのシルクロードである。

(5)結論

日本にとってイスラム世界的なレベルで外交のイスラム地域との関わりについて何がで きるかと考えてみると、例えば今年の4月に、欧亜局を中心に中東、ロシア、コーカサス、 バルカンのイスラム世界を超えるマルチな交流と対話の試みとしてテルアビブ会議が行わ れた。このような試みが一つあげられよう。

これは例えば香港返還などというときに外交フォーラムをロンドンでやり、チャタムハ ウスの研究者や外務省を含む日本の関係者との間でディスカッションをおこなった。ニュ ーヨークやサンフランシスコ、メルボルンといったところでも実施している。中東和平は 非常に難しい問題であるが、例えば、色々な中東和平プロセスのある段階の中で、そうい う機会を利用されるというのも可能ではないかと思う。また、文明間の対話という観点で、 国際問題研究所の行っている米国・イラン間の対話への関心や国連大学によるセミナーと いった機会を活用していくことも重要であると考える。

また、「外交フォーラム」の英文版のパイロット版が発刊された。こうした英文版を活 用することにより、日本に限らずイスラム世界の識者をも登用して、東西対話の場を日本 が提供するとともに、日本の姿勢を対外的に知らしめることも可能となると考える。

さらに、一昨年、アリーエフ大統領のシルクロード横断地域協力構想の会議が開催され、 日本からも有馬政府代表が出席して日本の立場に関する説明を行っている。大きな関心が 持たれている分野であるので、ぜひ加入国の間で実際に文化交流を徹底するというような ことを試みてはどうかと考える。

最後に、99年、東京におけるパレスチナ支援調整会合(AHLC)が開催されたが、 中東で仮に和平の方向性が固まるようなことがあれば、これまで「外交フォーラム」の海 外各地での開催を通じて外に出た日本の識者、あるいは日本の外交官なりの発言というも のが非常に有効であったと考えるので、今後の活用、例えば「外交フォーラム・イン・エ ルサレム」や「外交フォーラム・イン・カイロ」等についてぜひ検討いただきたい。

我々研究者は、当然、文化交流や学術交流により日本のイスラム地域に関する理解や共 感の高低差を埋め、その水準を高めていくことが重要な課題であるが、このことは外交レ ベルでは、それを通して先方にも理解者を出すことが重要となってくる。我々はそのイス ラムに関する知識を深化したとしても、先方において日本に対する認識や我々に対する共 感や評価が高まらなければ一方通行になる恐れがある。しかしながら、こういった取り組 みが、長期的な視点から行われているかということについてはやや不安を感じている。先 方の外務省や文部省等の若手官僚が帰国後に日本についての理解のバックボーンとなるか どうかといった「投資効果」が問われる時代になってきたと考える。

最後に追加すると、昨今、IT革命が大変重要な問題となっており、今回の選挙戦にお いても例えば自由民主党の公約の中で主張されたりしている。IT革命とイスラム理解の かかわりも非常に重要な問題であると考える。

. アジアのイスラム

講師 中村 光男 氏(千葉大学名誉教授)

(1) 東南アジアのイスラムにおける Sea Change

『アジア経済』の6月号に、小杉泰京都大学教授の著書「イスラム世界」の書評を書い た。また、『外交フォーラム』3月号のインドネシア特集にも書いた。それらの中で強調 した点は、「イスラム世界がどうなるかという議論はもういいではないか。むしろ必要な のは、イスラム世界に対して日本がどう出るか、何をやるか、何を目標にして、どんなこ とをやろうかという外交スタンス論が必要ではないか」ということである。21世紀に世 界を動かす主役の一人として、その中へ日本が積極的に参加していくために、イスラム世 界の動向をきちんと見分けながら、それに対して的確な対応をしていく必要があると考え る。

東南アジアのイスラム世界においては、大きな潮目の変わり(Sea Change)がこの2~ 3年に発生していると考えている。このSea Changeという言葉は、いまやジャーナリステ ィックに使われ始め、最近、東京の外国人特派員クラブでも「インドネシア・ポリティカ ル・シーチェンジ・イン・インターナショナル・シーライン」と題するセミナーが行われ た。インドネシアを中心に現在起こっていることは、やはり潮の目の変わりだと考える。 端的にいって、今まで伏流、潜流として現れてこなかった東南アジアのイスラムが主流と して、表面に出てきたという、そういう動きが潮の目の変わりではないかと思う。

その潮の目の変化に合わせて、日本としては、シルクロード外交を海にまで広げていく 必要があるのではないか。広くインド洋をいわば「地中海」として、アジアのイスラム世 界が東アジア、東南アジアを含みながら展開していく「海のシルクロード」の動向をしっ かりと把握していくことが必要と考える。

特に、潜流、伏流として今まであったインドネシアのイスラムが表面へ出てきたという 転機をどう捉えるかについて述べたい。グス・ドゥル(ワヒド大統領)とは1970年代 半ばから個人的に親交があるが、彼が政界に登場したのは、決してイスラム原理主義とか イスラム国家樹立を目指すようなイスラムの主流化ではなく、むしろ穏健、寛容で、かつ 民主主義的な、市場経済とイスラムが相互に相乗りし、双方が繁栄できるという彼の基本 的な立場が主流となったととらえるべきだろう。こういうイスラムがインドネシア国民の 間で支持を得ている展開だと考える。日本としては、多様なイスラムの中で日本国民にと って最も有利なイスラムを捉えて、それとパートナーシップを展開していくという戦略的 発想が必要ではないか。

(2) 東南アジアにおけるイスラムの特徴

日本人、日本政府には、東南アジアのイスラムに対してかなり誤解があったと思う。そ れはインドネシアの政府、民間ともに、インドネシアの文化の多様性、文明の多元性とい うものを強調し、特にヒンズー文化、仏教文化という日本と共通性を持ったところを強調 することをいわば観光政策の目玉にしてきたことにもよる。インドネシアというとすぐ仏 教遺跡ボロブドゥール、ガムラン音楽を売り物にする。実際には、インドネシアの国民生 活、あるいは宗教意識、社会倫理意識の中でイスラム文明が広く深く浸透している。

歴史的には先行のイスラム文明に欧米の文明が挑戦していく、支配していくという格好 で植民地化が進んでいったのである。欧米による脱イスラム化の過程でイスラムの力はど んどん弱化し、インドネシアの場合は、王族、貴族を脱イスラム化して、オランダの植民 地官僚に転換していった。そして、イスラム指導者、イスラム学者(ウラマー)たちを弾 圧していくという展開であった。この歴史的な展開において起きたのが1826年から3 0年までの間に激しく戦われたジャワ戦争であり、それを転換点にジャワの脱イスラム化 が進められた。もう1つはスマトラの、今問題になっているアチェについては、オランダ が1873年から武力侵攻し、40年に亘り1912年まで戦争が行われ、最終的には王 族、貴族を植民地官僚に編入して、イスラム学者は排除するという方向がとられたのであ る。

このような中、私たちが知っている近代インドネシアでは、脱イスラム化したインドネ シアが前面に出てきている。植民地化、脱植民地化の過程で、イスラムは民族主義に覆わ れていた。しかしながら、さまざまな困難を超え、東南アジアのイスラムは、全体として 多元的宗教状況の中では興味深い特徴を持ってくる。東南アジアのイスラムは、開けてお リ、テキスト中心の教条主義に固まるのではなく、社会的な文脈(コンテクスト)を重視 する。また、未来志向型であり、革新的でイスラム教徒にとって相応しいものをどんどん 取り入れていくという姿勢を持っている。open-minded、contextual、forward-looking、 innovative、accommodative。こうした特徴が、インドネシアを中心とした東南アジアのイ スラムに共通して見られる(インドネシア PRISMA 誌 元編集長 Aswab Mahsin)。このよ うな穏健で融和的で、しかも進歩的、未来志向型のイスラムというものがASEAN5億 数千万の人口の40%、2億数千万のイスラム教徒に方向付けを与えているのである。

(3) 東南アジアにおけるイスラムと日本の関係のあり方

こうしたイスラムが表に出てくるという Sea Change を捉え、いかなる展開を目指して いくかについて、学術文化の面でいくつか具体的に行いうるものをあげてみたい。

まず、第一に東南アジアの場合、近世日本とは歴史的な繋がりが強く、インド洋から南 シナ海、東シナ海を連ねて行われていた交易等を通じて近しい関係があった。そういった 例は、インドネシアのバンテンとアチェ、タイの南部のパタニ、マレー半島のマラッカと いった東西貿易の中核として発展してきた港湾都市、港町の歴史によく見られる。そうい った歴史的な繋がりを基に、歴史的な一体感を作り出す方向に考古学、歴史学の学術文化 交流を持っていく必要があると考える。

第二に、戦前戦中期の接触の資料の収集も重要である。日本は、東南アジア諸国と近し い関係を有していたが、第二次世界大戦中には苦しい経験もあった。ただし、貴重な経験 も多い。実は日本軍は、インドネシアとマレイシアでイスラム教徒を中心とした義勇軍を 結成し、日本軍とインドネシアの義勇兵たちは戦友として戦ったという歴史もある。こう いう血の繋がりのようなものもあり、それは双方にとって大きな遺産であると思う。きち んと資料を残すべきだろう。

第三に、こういう歴史を踏まえて、未来志向型で何をなすべきかという点では、特に人 材育成という面で大いに貢献ができると考える。特にこれまで日本側では憲法上の政教分 離という制約の下でイスラムを援助、協力の対象としないという政策が1980年代まで はあったが、90年代に入ってからは積極的にイスラム系の教育機関や社会福祉組織にも 援助するようになっている。これはどんどん拡大すべきだろう。そのほか、日本側は現地 社会におけるイスラム法の研究、その近代化作業に関する協力、それから企業における経 済倫理、労働規律とイスラムの関連といったものにどう取り組んでいくのかという面も考 えられる。

最後に、実は東南アジアのイスラム人口は、イスラム世界13億の人々の中で2億数千 万にのぼり、しかもインドネシアは、最大のイスラム人口を抱えている。にも拘らず、日 本の国、公私立の大学、研究所で東南アジアのイスラム研究、教育の専門ポストはまだ一 つもない。このような状況は学界、教育・研究者の責任でもあるが、一日も早く克服され ることを望む。 第4回研究会:現代のイスラム国家と政治

.現代イスラム国家と市民

講師 小杉 泰 氏 (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科教授)

(1)イスラムにおける信仰と共同体

現在、イスラム教徒は、推計で12~13億人程度、即ち世界の人口の5分の1くらい を占めており、また、イスラム諸国会議機構に入っている国は56を数える状態である。 これら全てが一つのイスラム共同体(アラビア語で「ウンマ」)であるという認識が、イ スラム世界を形成している。イスラム教の聖典であるコーラン(正しくは「クルアーン」) の中に『これらは汝らの単一の「ウンマ」である』という言葉があるように、「ウンマ」 は複数存在せず、政治的な区分とは別に単一の信仰体として存在する。

「アッラーのほかに神なし」というイスラムの信仰告白は、人間と神との一対一での契 約関係を示す垂直の関係と捉えることができるが、この垂直軸のみでは、政治関係は発生 しない。他方、「ムハンマドはアッラーの使徒なり」という信仰告白のもう一つの構成要 素は、使徒であるムハンマドを指導者として認めることを意味し、多くの信徒がその指導 者を認めるという意味で水平的な広がりを創出し、水平軸としての共同体へと繋がってい く。

(2)「イスラム法」と国家

「ウンマ」においては、神が主権者とされ、預言者ムハンマドを通じて示された啓示が 「イスラム法」として認められるようになる。その中で、人間は主権を行使するのである。 主権を行使する人間は個人ではなく、「ウンマ」そのものであり、神の下した啓示(コー ラン)とそれに基づく「イスラム法」を実践するのが人間の共同体だという考え方である。 コーランに基づく「イスラム法」は人間の共同体より上位にあり、これが立法としての機 能を果たす。その下に「ウンマ」がこれを執行するための組織として機能するが、「ウン マ」自体は政治を扱う機能を備えることを前提としていないことから、執行機関としての 国家が必要になってくる。これがイスラムにおける国家概念の基本である。

このように、イスラムにおいては、「イスラム法」、「ウンマ」、国家をいわば上下に分け て考えるが、ヨーロッパにおいては、その領域をいわば右左に区分する。西洋的区分にお いては、政治的・俗的なものと宗教的・聖的なものを区分し、宗教的・聖的領域がキリス ト教会、政治的・俗的領域がローマ法なり市民法あるいは国家の領域と捉え、社会全体を 政治的領域と宗教的領域に分けて考える。しかしながら、イスラムにおいては、上位の「イ スラム法」は政治も宗教も全部含み、下位の「ウンマ」や国家も、政治も宗教も全部含む という形となる。

イスラム国家と近代国家を比較すると、イスラムにおいては、神の主権があり、「イス

ラム法」があって、さらにそれを執行する共同体、社会があって、社会が自ら治めるのに 必要とするので国家が存在するという形式になる。つまり、法が社会の先にあり、国家は あくまで社会の手段となっているのである。それに対し、西欧的近代国家は、社会契約に より社会が生まれ、共同体が形成される。そこで国民主権という概念があって、主権を体 現する国家ができ、その国家を運営するために法律を作るという形式となり、主権と国家 と法律の関係がイスラムとは大きく異なる。

(3)イスラム諸国における法規範の機能

このような国家概念の下での制定法の位置づけは、「イスラム法」の下位にある「行政 規則」と考えられる。「イスラム法」でカバーされるべき範囲においては法学者がコーラ ンに立ち戻って解釈を行うが、例えばサウディ・アラビアにおける「道路交通規則」のよ うなものは、執行権の裁量で決め得るものと捉えられ、行政規則として規定され、法学者 の判断によらず執行権の裁量によっていかようにでも変え得るものと考えられる。

このような中で、イスラムにおける世俗主義とは、いわば「法政分離」というべきもの であり、上部の「イスラム法」と下部の国家を切り離し、「イスラム法」は「イスラム法」 国家は国家で区別され、国家は「イスラム法」とは独自に国家運営をするという考え方で ある。この場合には、「イスラム法」と矛盾する部分があっても国家が優先される。こう した考え方は今のトルコに当てはまるものである。トルコはヨーロッパから政教分離を取 り入れたといわれるが、もともとの発想がイスラム的であることから、政治と宗教を区分 するという感覚があるはずはなく、やはり「イスラム法」と国家を分ける形をとっている のである。

(4)イスラム国家の類型

「イスラム法」と国家の関係は、3つの類型に分けることができる。1つは、イスラム 的な考えが相変わらず優越している国であり、その筆頭はサウディ・アラビアである。但 し、制度的整合性は必ずしもなく、行政規則レベルのものは国家が作ってもいいというこ とでヨーロッパから借りてきた法律を積極的に導入したものの、「イスラム法」と行政規 則が矛盾するケースにおいてその矛盾を調整し得ているかどうかが問題である。サウディ ・アラビアでは、イスラムが優先していることを自明視してきたために、矛盾についてあ まり真剣に考えてこなかったと考えられる。また、イランもこの類型に属するが、イラン の場合は、革命後20年程度の新しい国であり、革命当時より「イスラム法」が強まって いるが、一方では近代法の導入を20世紀はずっとやってきた。革命政府を創った際に、 制度的に「イスラム法」とその他の法令を調整する方法として、「イスラム法」と憲法が 抵触しているかを調べる機関が国会の上に創られた。

2つ目は「折衷型」であり、これは「混合型」と「不整合型」に分けられる。「混合型」 に属するモロッコやクウェイトなど、王国や首長国の場合には、国民主権といっても、実 際には君主がおり、国民主権という形と「イスラム法」を重視する考え方を混合しても比較的巧く機能し得る。マレイシアもスルタンがいるという意味で「混合型」の一種と考え得るが、エジプトは本来社会主義共和国であったものがもう一度民主化したという経緯もあり、「不整合型」と呼ぶべきものになっている。70年代の憲法論議の時代から、国家体制については社会主義、経済体制は自由主義、その一方で「イスラム法」が立法の源泉とされ、大きな矛盾を抱えていたと言える。

そして、第3の類型としては、イスラム型の世俗主義、即ち「法政分離」が挙げられる。 ここでは「イスラム法」と国家は一応関係が切られているが、国家自体は宗教的なものと 世俗的なものとを区別する意識が希薄であるのが通常である。トルコがその典型であるが、 インドネシアもその一種と理解される。

(5)20世紀のイスラムと国家

20世紀に入ってから、イスラムにおける国家は、概ねこのように推移してきたと考え られるが、中でも特記すべきことは民主化が非常に進んできていると同時に、イスラム化 の要求が出てきている点にある。民主化が進むと国民の声がイスラムを要求する図式があ って、湾岸戦争のときにもそのような事態に多くの国が悩まされ、実際、ジョルダンのよ うに国際世論と国内世論に挟まれて苦悶した国もある。

その最も合理的な解決は、イスラム民主主義であると考えられる。最近のインドネシア などは、イスラム政党が多数存在し、選挙により獲得した議席によりイスラムの主張が通 るか否かが決定されるという意味で、イスラム民主主義にかなり近いと考えられる。他方、 中東の場合は、イスラム政党は1つか2つしかない国が多く、その政党がイスラムを独占 し、国民の間に存在する多様なイスラムの考え方が表されないという状況にある。但し、 「イスラム民主主義」がどこでも軟着陸の方策となり得るかと言えば必ずしもそうではな く、民主化してイスラムの声が出てくる中には、かなり強硬な、イスラム法そのものに戻 れという主張も出てくるので、これが政治問題化することもある。この意味で、20世紀 は、前半において「イスラム法」、「ウンマ」、国家という図式から西洋型の近代国家への 移行を試みたが、後半においてイスラム復興により揺り戻された時代であると言える。即 ち、近代国家にはなっているが西洋型にはなりきっておらず、イスラムが復興してきたが

すべてがイスラムに戻されるほどではないという、分極化した状態である。

. ヴェラーヤテ・ファギーフ論からイスラム共和国体制へ

講師 八尾師 誠 氏 (東京外国語大学外国語学部教授)

(1)「法学者の統治」の歴史的背景

イランにおける「ヴェラーヤテ・ファギーフ」という考え方は、あえて日本語に置き換 えれば、「イスラム法学者の統治」と表現できる。この考え方が現在のイランの体制にど のように反映されているかということをお話ししたい。この考え方は、ホメイニー師の政 治に関する、あるいは社会に関する考え方の核心の一つと言えるものであるが、これは同 師の独創ではなく、その前提になる考え方は歴史的に形成されていたと考えることが出来 る。

イランは、現在6500万人程の人口を抱え、その92%はイスラム教徒であり、しか も多くのイスラム世界と異なるシーア派に属する。また、そのシーア派の中でも、十二イ マーム派と呼ばれる流派に属する。歴史的に「法学者の統治」という考え方が形成される 過程で一番大きな軸になるこの十二イマーム派の考え方である。十二イマーム派には、歴 史上、イスラム教徒の共同体を導くリーダーとして存在したイマームのうちの12人目の イマームが途中でお隠れになったという考え方が根幹にある。これは、無謬にして無垢な る属性を備えたイマームのみが正当なる統治権を持っており、そのイマームが不在間は、 いかなる合法的な政権(統治者)も地上には存在しないという考え方である。

(2)静観主義と行動主義

そのような状況における実際の対応のしかたについては、大きく分けると、「静観主義」 と「行動主義」というこの2つのスタンスがあると考えられる。

「静観主義」は、端的に言えば、正当な統治権を持ったイマームがいないのだから、再 び現れるまでひたすら待とうという考え方であり、「行動主義」は、実際にイスラム教徒 の社会はあるのだから、イマームがいない以上、それに代わって誰かがその役割を果たす べきだという考え方である。具体的には、イマームに代わって法学者(ファギーフ)とい う特にイスラム法に通じた人間が積極的な役割を果たすべきだという考え方である。

「行動主義」の歴史的な展開を簡単に追う。17~18世紀には、現実の為政者は、「モジュタヘド」という、自身で法的な判断を下す資格を持つ法学者の輔弼であるという考え方、つまり、社会をしかるべき方向に導く知識、資質を持っているのは法学者であるから、 実際の支配者は「モジュタヘド」に意見を伺って、その判断に従って実際の統治を行うべきだという考え方が出てきた。

その後、カジャール朝期(1796~1925)に入ると、法学者の権威が一段と高ま るという状況があり、法学者は地域の共同体において指導的な役割を果たさねばならない という強い要請あるいは意識が浮上した。19世紀の末から20世紀の初めには、イラン はヨーロッパとの対峙という大きな政治的変動を経験し、さらに法学者の役割を強く主張 するようになった。カジャール朝期を通して共通しているのは、法学者が積極的な役割を 果たすべきとはいえ、あくまでも実際の為政者が別に存在していたことである。法学者は、 あくまでも助言、後見、監督の枠内にあると考えられたのである。

(3)ホメイニー師の「法学者の統治」論

こうした考え方に対し、ホメイニー師の考え方は、法学者は単に後見、監督という立場

にいるのではなく、法学者が直接統治に関わることを強く主張した。これが従来の「法学 者の統治」論とは大きく違う点である。ホメイニー師がこのように従来の議論を一気に進 めた背景には、同師が歴史的に常に存在していた支配者(=君主)の存在を否定したこと がある。同師は、「君主たちもイスラムに従う者であるかぎり、法のことは法学者に従わ なければならない。法のことを質してから実行に移さなければならない。この場合、本当 の統治者とは他でもないファギーフなのである。したがって、統治権は正式にはファギー フに属するのであり、法を知らないが故にファギーフに従わねばならない者にではないの である。」と述べており、法学者自身の手による政治体制の確立、法学者による国家権力 をともなう社会構築を主張している。

(4) イラン憲法における「法学者の統治」

こうした考え方は、ホメイニー師を支持する者たちの間で基本的に共有されている考え 方であり、革命時から現在までの間、国家の基本体制として憲法に反映されている。一方、 直接統治すべきか否かを巡っては、革命以前はもとより革命後の議会でも議論が分かれ、 それはずっと続いている。とはいえ、ホメイニー師の「法学者の統治」論は、革命後は主 流となっていることは言うまでもない。

憲法上は、「最高指導者」(ペルシャ語でラフバル)の存在を設定しており、そのラフバ ルに関する憲法の文言から「法学者の統治」論の具体的なイメージが捉えられる。要する に、ホメイニー師が、直接統治をしなければならないとして主張した「法学者の統治」論 が、現在のイラン・イスラム共和国体制の基本に据えられ、体制の大枠を設定しているこ とは間違いないが、その具体的な運用の仕方をめぐっては依然として議論は続いており、 その議論の行方は、「イスラム共和国体制」の今後の方向性を占う重要な指標となるであ ろう。

. 中東・イスラム諸国経済の現状と課題

講師 小早川 敏彦 氏 (東京三菱銀行常任顧問 中東調査会常任理事)

(1)中東と言われる国の経済・現状

イスラエル、イランを含め20カ国の国土面積、人口、人種、言語、宗教、政体、主要 産業、経済諸指標を一覧表にしてみると、中東は様々な広がりを持つ世界であることが判 る。中東のデータはおしなべて不正確ではあるが、概要を把握する為には比較可能な一覧 表を見ることは有意義。

(2) 西アジアのアラブ地域を縦の3区画で眺める(商売の相手を予測する為)

商売を行っていく上で、相手の性格、国情、関係国とのつながりを知っておくことは、 慣習を知ることとともに極めて重要。そこで、西アジアのアラブ地域を次の3つの帯で分 類する。

(イ) 東地中海世界:

16世紀の地中海世界において、シリア、レバノン、パレスチナ、エジプトを含む地中 海諸国はヴェネチアを中心とする地中海文化圏に完全に含まれ、他のアラビア諸国より遙 かな先進性を持って今日に至っていると思われる。これがアラビア半島の西に位置する縦 の帯と考えている。

(ロ)ベドウィンと砂漠を支配する部族の地域:

トルコに支配されていたものを英国の支援により各部族が協力して取り返した地域、即 ち、ベドウィンと砂漠を支配する部族の地域であるジョルダン、クウェイト、サウディ・ アラビア、イエメンであり、アラビア半島の中央を占める帯。

(八)海賊海岸地域:

バハレーン、カタル、UAE、オマーンは、いわゆる海賊海岸とかつて呼ばれた地域で、 最も東に位置する帯に分類。

(ロ)や(ハ)が(イ)に比べ押され気味であるのは、シリアー帯の先進性によるものと 考えている。レバノンは大シリア構想に組み入れられているので、例えばレバノン商人と 組んでパレスチナと商取引を行いたいと考えても、レバノンはシリアの承認なしには動か ず、また、パレスチナ和平を含めた政治面においてもシリアの影響力は大。

(3)アラブは砂漠の砂

アラブは「砂漠の砂」と例えられる。即ち、砂を握っても、手の隙間からこぼれ落ちて しまうように、団結は苦手な人々であると言える。しかしながら、アラブにおいては、3 度の団結を試み暫しの成功を収めた例がある、とアラブは強調する。その成功とは、

(イ)ナセル・エジプト大統領によるアラブの統合

(口)1973年第4次中東戦争時における石油禁輸政策による団結

(八)欧米文明に敵対もしくは抵抗する存在として「イスラム原理主義」の団結

欧米側は(八)の動きに対し、イスラムの分裂を試みた。フランスがシャーの時代に自 国保護下にあったホメイニー師のイラン帰還を許したのは、その一例である。

(4) 中東諸国の対日観

個々の国で各々多少の相違があることは言うまでもない。湾岸戦争時、我が国は血の代 償として130億ドル拠出を行ったが、サウディ・アラビア、クウェイトからの感謝は当 初明確ではなかったため、サウディ・アラビアは日本を重要視していないのではないかと 考える向きもあったが、これは誤りである。湾岸戦争終了直後の1991年5月、サウデ ィ・アラビアからの要請で、邦銀、米銀及び欧州の極めて限られた銀行団が秘密裏にサウ ディ・アラビアに45億ドルの救急融資を行い、同国の外貨準備を補強した。この融資は 後にクウェイトにも同額が行われた。彼らは真に感謝し、融資は期日通り返済された。1 998年の我が国のサウディ・アラビアからの石油輸入だけを見ても、総輸入の21%を 占める。クウェイトは11.3%、UAEは27.7%となっている。他方、自動車を初 め、日本の製品が彼らの生活を潤している事は正しく認識されている。結論として、日本 については、彼らが畏怖の念を持っているとは思えないが、やはり尊敬すべき貴重な原油 購入者として、対等な関係を維持してきていると感じている。また、日本がパレスチナ、 エジプト、シリア等無償や有償での援助を継続していることを評価している国もあり、好 意を持って見ている国は多い。

(5)アラブ世界における取引

アラブ人にとり、「流通業」即ち品物を右から左へと素早く回して利ざやを稼ぐ商取引 は、歴史もあり極めて高い能力を示す。他方、長期資本投資や長期提携により、「暫し赤 字覚悟の投資を行う製造業」は好まない。産業誘致を求めても「売り先市場」については あまり考えが及ばない傾向にある。

(6)金融業と金利

イスラム社会においては金利を取ることが禁じられている。しかしながら、サウディ・ アラビア中央銀行(SAMA)ですら、我々との取引においては金利を取る。但し、為替 予約は許されない。金利徴収を禁じているのは、コーランが高利を課す事を禁じたものが 徐々に金利一般に概念を広げて解釈されるようになってきたものと思われる。この、神の 趣旨に沿うべく、預金・貸出に「金利を払わず取引出来る」イスラミック・バンキングを 標榜する銀行が誕生してきた。その仕組みとは、受け取った資金により銀行が商品を購入 し、その商品を数カ月後に売却した場合に値上がりが発生していたとの想定の下に、数カ 月の定期預金金利に相当する売り上げ収益の分配ということにして支払われるもの。また、 貸出金については、融資したプロジェクトが収益を上げたとの想定の下、その収益から一 部配当として、銀行に金利相当の収益配分を行う。

(7)パレスチナの現状

経済情勢については、1年前に比べ、海外在住のパレスチナ人からの対パレスチナ投資 が僅かながらも行われ始め、ラマッラーなどは見違えるように反映したが、ガザ地区は大 した投資も始まっていない状況。パレスチナ全体の成長率は5.5%程度であるが、ガザ 地区の成長率は0%と言われている。パレスチナに民間資金を入れ、生活水準が向上する ことにより和平が促進される、即ち、経済面からの和平促進が必要と考えている。この考 え方についてはペレス元首相とも意見の一致を見たが、今のパレスチナでは資金投入の環 境整備が出来ておらず、民間資金の投入は難しい。他方、日本が行ってきた支援には多大 な感謝をしており、日本は極めて大切な国との認識は浸透している。各国の支援に関して は、援助疲れや工業基準の不一致の多発等の問題もあり、いつまでも頼ることは出来ない はずで、やはり民間資金導入の為の環境造り、即ち「独立」が必要である。

(8)結び:欧米で学んだアラブ人との世代交代

注意すべき現象としては、海外へ留学した若い世代が、従来と異なる考え方を持ち帰っ て来ていることである。その為に商売上の関係も新しい目で見直す事が徐々に起こってき ている。結論としては、われわれは、これらの若い留学帰りを含めたGCC委員会の如き ものを創ると同時に、並行的に、先進性を持った東地中海諸国との委員会を創り、この委 員会で話を纏めて、GCC委員会へ持っていくといった手法を使うことも、中東諸国との 関係をより効果的に進めていく一手段ではないかと考える。

. グローバリズムのなかのイスラム経済

講師 原 洋之介 氏 (東京大学東洋文化研究所教授 同研究所所長)

(1)イスラム経済論との出会い

イスラムはコーランの啓示を現実に実践しようとする。そこでは「持てる者」と「持た ざる者」が分化されることのない、社会内でのバランスの維持が正義とされる。イスラム のこうした理念の延長上にあるものとして、ザカート(喜捨)を中心とする財政と利子を 禁止した金融がある。無利子銀行を核とするイスラム経済の実践を試みた国の一つとして パキスタンを例にとると、プロフィット・アンド・ロス・シェアリング(PLS)口座が ある。イスラム経済を調べていくと、ケインズ経済学に極めて近く、即ち、資本主義市場 経済の持っている欠陥点に気が付いている経済思想であるとの印象を強く持っている。イ スラム経済思想においては、金を貸して利子をとってはいけないのであるから、一緒に共 同経営すれば良い、という思想が生まれ、ムシャーラカという方法がパキスタンで試みら れている。

(2)利子のない銀行 - パキスタンでの実験

コーランには、数カ所にわたり「リバーをとってはいけない」という教えが述べられて いる。この「リバー」について、現在多くのイスラム諸国では、それが利子そのものだと いう解釈に基づいて、預金や貸付に際し利子をとらない銀行が設立されている。利子を廃 止した銀行経営は、1950年にパキスタンで実験的に開始され、その後エジプトでも設 立され、イスラム各国でその数が次第に増加してきた。

イスラム金融システムの最大の特性は、資金市場の価格変数である利子率の制度的廃止 である。よって資金市場では、利子率を「変動によってその需給の調整が行われることは ない。リバーの解釈は、結局のところ、資本家と企業家と労働者との間に差異を設けない とするイスラム的資本概念に根ざしたものと言える。イスラム経済論者はイスラム経済論 を正当化するに際し、前述したように、ケインズの経済理論に言及する。例えば、ダーラ ム大学のロドニー・ウィルソンは、貯蓄の奨励は消費の低下と経済における有効需要の欠 如を導く旨指摘しつつ、こうした意味において、ムスリムの理想は経営経済に関するケイ ンズの考察と一致している、と述べている。パキスタンのイスラム協議審議会は、金利だ けで生活する層の存在が国民経済にとって有害であることがイスラム経済論だけでなくケ インズやハロッドによっても強調されていたことを指摘する。審議会は、利子を廃止して も貯蓄に何ら影響が出ないとする根拠をケインズに求めたのである。イスラム経済論の論 理的展開に際して、新古典派によって否定されたケインズの経済思想への言及が見られる ことは大変興味深い。

(3)イスラム経済システムの可能性

インドネシア、マレイシア等の東南アジア地域のイスラム圏で、イスラムの教えに基づ く「利子のない銀行」がそれなりに成長してきている。イスラム金融システムとは、経済 全体が常に持たざるを得ないリスクを、取引に参加する全主体が平等に担うという理念を 核としている。損益分担という理念に最も合致する資金運用方式として、前述のムシャー ラカ方式が採用されている。この方式は、我々が親しんでいる市場経済的金融システムに 比べ、長期事業金融としてはよりすぐれているのではないか。ムシャーラカ方式の場合、 貸し手もリスクを負担することになるので、長期事業投資が活発化することも十分にあり 得よう。イスラム金融システムは、端的に言えば、市場経済的システム下での間接金融シ ステムの中に家計・銀行・企業の再一体化を導入しようとするものと言える。しかしなが ら、イスラム国家が産業化を重要な国家目標として掲げ、国内貯蓄の動員が不可欠となっ てくるとき、イスラム金融システムには、市場経済的な効率性の観点からみると、ある種 の無理が発生してくる可能性は高い。グローバリズムのイデオロギーに照らしてみると、 預金者の経済的誘引をゆがめる等の点で、イスラム経済システムは不透明なクローニー型 システムでしかないということになる。他方、歴史的に言えば、唯一神の下での契約とい う原理が広く共有された為に、歴史の中でイスラムが広域的な商業・公益を活発化させる 力になり得た訳であり、この契約観は西欧近代のそれとも通底し得るものである。これに 加えて、イスラム経済においては、経済取引に参加する全員でリスクを共有し得る経済シ ステムの構築がとかれている訳であり、そこでは、イスラムという価値観を共有すること による、人々の間での信頼が前提とされる。欧米流グローバリズムが席巻し続ける世界に あって、イスラムのこの試みは如何に推移していくか注視する必要がある。

. イスラム諸国に対する外交政策:日本の中東政策の変遷

- イスラム外交の経験を踏まえて

講師 片倉 邦雄 氏(大東文化大学国際関係学部教授)

(1)背景

日本のイスラム文化圏との接触は、決して戦後初めてあった訳ではなく、様々な局面・ 段階で戦前から存在した。日本とイスラム社会とのかなり大規模な接触があったのは、戦 前の帝国日本が回教圏政策を熱心にすすめた頃であり、動機は様々あったであろうが、占 領政策を円滑に行うためのもの、旧植民地の民族解放運動を支援するためなどを挙げるこ とができる。現インドネシアを太平洋戦争で占領地にした際には軍政を敷いたが、その際、 軍政官だった、故斉藤鎮男元国連大使による「私の軍政記」などが残されている。そこで、 インドネシア住民に対し宮城遥拝を強いたところ、先方から「私どもはメッカの方向(キ ブラ)でなければ遙拝はしない」と抵抗を受け、その方針転換を余儀なくされたという記 録も残っている。

戦後になって、対アラブ外交の橋頭堡として、1957年、山下太郎氏、岡崎勝男氏等 が交渉を行い、アラビア石油(株)が、サウディ・アラビアとクウェイトの間の中立地帯 で自主開発油田第1号を手がけることとなった。この辺りで、外務省でも、外交官試験を 通ったアラブ専門家(アラビスト)を造り出そうとする試みがはじまった。日本外交が本 腰を入れて、中東外交をやろうという姿勢を示したのである。

また、1979年、イラン・イスラム革命が発生し、アメリカ大使館の人質五十数名を 444日間にわたって拉致するという事件が起こった。最も親米的な「ペルシャ湾の警察 官」と言われていたイランが一挙に反米的になり、「本来のイスラムに戻ろう」という復 古的な神政国家に変身したのであり、これには全世界が非常に大きな衝撃を受けた。この ような中で、日本はこのイランに対し批判的対話(クリティカル・ダイアログ)という独 自の外交路線を貫いてきた。時には同じような考えのドイツがミコノス事件に巻き込まれ、 日本が孤立化することもあったが、この自主路線を貫いて今日まで来ている。

変容するイスラム・テロ国家ということで、「ならずもの国家(Rogue States)」いう考 え方がアメリカから出ている。もちろん、北朝鮮やキューバといったような中東以外の国 もあるのだが、リビア、スーダン、アフガニスタン、アルジェリアといったところが、今 まではRogue Statesのカテゴリーに入っていた。最近は、リビアをはじめだいぶ変容して きており、時とともに随分変わってきているという感じがする。その最たる例はイランで ある。

日本とペルシャ湾岸諸国の関係においては、特にアラビア石油が40年の契約期間を終 え、契約更新交渉が不調に終わった。これは、日本の中東外交に非常にネガティブな影響 を与えるのではないかと恐れている。これによって、これまで築いてきた自主開発原油が -つーつ刃がこぼれるように落ちるのではないか。例えば、日本にとって最大の輸入原油 の供給国であるアラブ首長国連邦のアブダビ石油、合同石油、ジャパン石油開発は、それ ぞれ12年、13年、18年後に契約の更新期が来るが、サウディ・アラビアで不首尾に 終わったことが、アブダビに悪影響を与えなければいいと考えている。

(2)ジレンマ的現象

イスラムに関しては、「ジレンマ的現象」とも呼ぶべき理解しがたい現象が生じている。 まず、第1に、イスラムの平和に対する基本原則は確かに間違いなく、テロや暴力主義 を肯定するものではないことは明らかであるが、「ジハード(聖戦)」というイメージから、 好戦的な宗教であると見られることが多い。そもそも「ジハード」とは、努力という意味 であり、その極限の形態として敵に戦いを挑むことを指すのである。現在のパレスチナに おける抵抗運動(インティファーダ)も「ジハード」の一形態として考えられるが、その 行為とテロ行為との間にいかに線を引き、「ジハード」の複雑な二面性というものをどう 理解したら良いかが問題となる。また、最近のサミュエル・ハンティントン教授の「文明 の衝突」の付表の中にもいくつかあるが、イスラム人口とキリスト教人口を比べて、その 成長率はイスラムが非常に速く、若年人口は急成長している。更に、都市人口に集中する という状況で、都市のこれらの若年層がイスラムの影響を強く受け、歴史的にスンニー派 やシーア派に関係なく、殉教者意識(シャヒード)と被抑圧者意識(ムスタザファーン) が随所に表れ、それが抵抗運動の1つのバネになっている。

2番目は、1979年、当時のソ連のブレジネフ書記長が最後の賭を打ってアフガニス タンに侵攻し、ソ連軍排除のためアメリカがスティンガーミサイル等近代兵器を、穏健ア ラブ、サウディ・アラビア、エジプトなどが人材や金銭を提供するという形で、「対ソ十 字軍」が結成された。その後10年間の抵抗運動の間には、非常に錬成度の高い、例えば 爆発物の処理、時限爆弾の作り方からスティンガーミサイルの操作に至るまでの戦闘技術 を持った武装集団ができてしまった。そして、1989年にソ連が撤退した後、サウディ ・アラビア等に帰り、反体制テロのプロ集団として活動するようになった。いわば、アメ リカや穏健アラブが作ってしまったフランケンシュタインの怪物がのし歩いているという ような図式である。

3番目には、これは特にシリアのアサド政権が交代した時のことであるが、共和政体な ので、眼科医だったアサド大統領の次男バッシャール・アサド氏が将軍にされ、大統領に なった。サウディ・アラビアやアラブ首長国連邦のような王制であれば理解しうるが、共 和政体においても世襲が行われたのである。逆に、イランは、本来シーア派が血統主義で あるにも拘わらず共和制をとり、ホメイニー師から世襲が行われなかったという事態も生 じている。このような政権交代のやり方も、最近は注目されるのではないかと思う。

(3)イスラム外交の政策提言

外交政策という観点から第1に申し上げたいのは、やはりイスラムはまだまだ日本にお いて正しい理解を十分に受けていないということである。研究者が立派な論文を書き、様 々な形で正しい理解に努力されているにも拘わらず、まだイスラム研究、あるいは西アジ ア地域研究は不足している。また、邦人イスラム教徒を積極的に活用すべきと考える。イ スラム教徒という理由で登用・任用すれば憲法上の問題になるとも思われるが、有能な人 材がたまたまイスラム教徒だったということでよい。メッカ、メディナにも派遣し、カザ フスタンなどにもミッションがあれば乗り込ませることができれば有用であると考える。 また、イスラム文明研究所といったような構想が必要ではないか。欧米諸国等においては 既にそのような研究機関があり、中国、韓国でも熱心に専門家がイニシアチブを発揮して いる中、日本もその潮流に遅れてはいけない。

2番目は人と人との交流が、イスラム諸国とのつきあいにおいては重要であるというこ とは言うまでもない。皇室外交も非常に重要であるし、政党人、議員、経・産・学界、青 年・婦人、NGO、NPOと、あらゆる分野・次元での交流を進めていかねばならない。

3番目は、現在の中東紛争は和平プロセスがとん挫し、非常に難しい局面になっている が、和平プロセスの一番の中核であるエルサレムのステイタス問題について、「中東和平 プロセスの刺を抜く」意味で、エルサレムの国際化といった方向性に明確に踏み込んでみ ることも重要であると考える。この方法にはイスラエルの反発が強いことは明らかである が、いずれにせよこの点には触れずにはいられない。日本がもう少し中東外交を展開する ためには、この点について一歩進まざるをえないのではないかと考える。

4番目の「文明間の対話」については、ハタミ大統領の提案を活用すべきである。国際 交流基金の事業として、これまで、1977年の「中東と日本」、1980年の「イスラ ム文明と日本」というシンポジウムを開催してきたが、このようなフレームワークを恒常 的に設けることが1つの回答であると考える。

最後に、体と体をぶつけ合って汗を交流する、即ちスポーツ交流は、知的交流と平行して非常に有益ではなかろうか。

(講師はアラブ首長国連邦、イラク、エジプトの大使を務めたアラビストでもある)

. 対イラン外交への視点:トライアングル・リレイション - ハタミ・国家・社会 講師 モジュタバ・サドリア 氏 (中央大学総合政策学部教授)

(1)背景

2000年の8月から9月にかけて行われた国連でのミレニアム・サミットにおいて、 イランのハタミ大統領はこの間、非常に多くの首脳・指導者と会談を行った。その中にあ って、マスコミの流言では、ハタミ大統領とクリントン大統領が偶然会うかもしれないと いう話もあがった。大統領に就任して以来、これまでの3年半の間に、ハタミ大統領は、 孤立化されていたイランをこのようなレベルまでイランの外交政策を立て直した。フラン ス、ドイツ、イタリアにも今年訪問を行い、東南アジアとの関係も回復した。1997年 に大統領選挙が行われたときには、イランにおいては、ハタミ大統領への支持は部分的で あったので、多くの省庁や閣僚は彼の反対に回った。それにも拘わらず、ハタミ大統領が 70%以上の支持を得て大統領選挙に勝利したことは驚きを持って迎えられた。そのよう なハタミ大統領による勝利の背景を考えてみることとする。

(2) 政策決定者としてのハタミ

第1のポイントは、ハタミは長い政策経験を持っていて、政策の世界に不慣れではなか ったという点である。ハタミはイラン・イラク戦争の際、政治的・文化的側面で、国民に この戦争の意義をいかに説明するかについての考えをはっきり持っていた。イランの映画 には国際的に興味が注がれているが、こうした映画の作り方は基本的に戦争の時代に培わ れたものが多く、それも、ハタミ大統領とともに活動していた人物が多い。戦争が終わっ てから、ハタミ大統領は文化イスラム指導大臣になり、何年間かユニークな政策をとった。 このようなハタミ大統領の政策決定者としての哲学を分析すれば、以下の数点に要約され ると考えられる。1つは人を動かす力であり、政策を決定する前に、その政策の意味・目 的を共通のインスピレーションとして国の中に説明するということである。2番目が信頼 であり、ハタミ大統領が選んだ人々のグループと大統領の間には広範な信頼関係が築かれ ていたということである。第3点目は組織力であり、次に規範性が挙げられる。ハタミ大 統領は、倫理を最上の価値に据え、その倫理の実行を重視し、その倫理面を自分の政策の 中に反映しようとしてきた。最後に、政策決定に関わるグループは独立精神を有している という点も特徴として上げられる。

(3)大統領候補としてのハタミ

このように、ハタミは大統領選挙に入ったが、彼は選挙に入る前に自分のプランを発表 した。これは、それまでイランでは行われたことはなかったことである。その際に配布さ れたパンフレットには、「私を(大統領に)選んだらこのようになる」と説明してある。 これを作ってからいろいろな政党と話し合いをし、「私はこれをしたい。あなたたちがサ ポートしたければどうぞ」と自分で説明を行ったのである。彼のスローガンは、「イスラ ムとしてのイランのより良き明日」であった。また、その中では、政府は法の下に活動し なければならない、という趣旨の内容が頻繁に述べられている。こうして、ハタミは選挙 に勝利を収めた。彼の政治的な道では、透明性が非常に大事な要素であり、イラン国家の 最上級者が様々な政策を国民、国会、マスコミにも公式に説明したのである。

(4)緊張緩和から対話重視へ

ここで重要なことは、ハタミはイランの政治的なリーダーとして初めて国民の大事さを

選挙前と後に説明したということである。ハタミの市民社会の重要性、法治国家といった 考え方は、イスラム革命以降20年の流れから見ればラディカルな倫理であったが、現在 のイランのリーダーの間でもハタミの人気は圧倒的に一番高く、彼を政治的にサポートす る政党が過半数を得たことでそれは証明された。これは、ハタミの外交政策は、イラン社 会の中で支持されていることの証左でもある。その外交政策は、選挙のパンフレットの中 でも述べられているが、1番目はイランの独立、2番目は、イランの国際関係を多くの面 で拡充することである。そして、その相手として、ヨーロッパの国と日本の名前が例とし て挙げられている。より具体的には、国際関係を維持するための努力は、3つの方向に向 けられている。1つは中東である。サウディ・アラビアとの関係強化が挙げられる。もう 1つはヨーロッパとの関係(フランス、イタリア、イギリスなど)であり、さらにアジア との関係でも、Look East 政策をとっている。これは、ハタミ大統領の最初の1年半の外 交政策に入っていた。

(5)「文明間の対話」

ハタミ大統領が1998年の国連総会で発表した「文明間の対話」については、実際の ところ、その目的はアメリカとの対話であると考えられる。もう一つの見方としては、「文 明間の対話」は、イランの外交政策である。イランの国際関係の責任者は、「文明間の対 話」に入るのが相対的に遅かったが、「文明間の対話」を外交政策の中に取り込み、アメ リカとの関係を築くことを意図しているのである。

これ以外にも、ハタミ大統領が知識人としてイランの社会に受け入れられているという 事実に注目すべきである。ハタミは自分が大統領である前に、知識人であるとの立場を有 している。彼が2番目に出版した本は『From the world of the city, to the city of the world(街 の世界から世界の街まで)』であるが、この「街」の意味は文明であり、その文明の中心 にある要素は西洋の政治哲学である。彼は実際に西洋の政治哲学の教育を3年間大学で受 けており、イランの知識人の間に政治中心でたくさん本は出版されているが、彼の本はそ の中でも非常に深い研究のアプローチを持っている。

ハタミ大統領に対し、イラン社会がこのまま支持を続ければ、イランは国際面でもっと 前進する可能性は高い。イラン社会、革命として非常にラディカルな時代を作った。その 時代が終わってから、イランはイスラム社会として自信を持ち、国際社会に対してもっと 積極的な関係を作ろうとしているのである。